平成２４年（フ）第１５６号
新潟県柏崎市春日１丁目６番30号、前住所新潟県柏崎市春日１丁目６番27号
債務者　浅香　一男
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７４号
新潟県長岡市中島３丁目１番20号　小善ビル203号室
債務者　南場百合子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
岡山県倉敷市早高37番地４
債務者　山本　真吉
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
岡山県倉敷市早高37番地４
債務者　山本　瑞枝
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３０号
岡山県倉敷市福田町浦田2378番地１　カーサ・ティエラⅢ202
債務者　山下　由美
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市上富井54番地２
債務者　重藤　良宏
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
岡山県倉敷市水島北春日町13番13号
債務者　ランジバール孝子こと　朴　　孝子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
岡山県倉敷市片島町823番地１
債務者　猪之木龍平
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
千葉県山武市埴谷797番地
債務者　鈴木　裕輔
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８号
愛知県あま市篠田森後27番地、住民票上の住所愛知県あま市甚目寺権現135番地４
債務者　鴛谷恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第８９７号
熊本市南区海路口町3471番地、申立時の住所大阪府河内長野市木戸３丁目13番12―102号
債務者　中西　秀仁
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９２２号
大阪府松原市一津屋１丁目25番23号
債務者　伊藤　知子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９３２号
堺市南区岩室41番地４
債務者　山本　豊子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１２号
大阪府富田林市久野喜台２丁目11番143―204号
債務者　赤井　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２０号
堺市中区深井沢町279番地１　シャルマンフジ泉北深井305号、前住所堺市中区深井沢町279番地１　シャルマンフジ泉北深井705号
債務者　森本　正良
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２８号
大阪府大阪狭山市半田１丁目645番地の１　D－３号、前住所大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１　D―205号室
債務者　村澤　裕司
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
香川県高松市松縄町1084番地９
債務者　前田　大介
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係